

診療拒否について

【 相談内容 】

○診療を申し込んだが、断られた

○かかりつけの診療所から「診られない」といわれ、納得できない

【 考え方等 】

医師法第 19 条では、「診療に従事する医師は、診察治療の求があった場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない」と規定されています。

診療拒否の理由が不明な場合には、まず医療機関に説明を求めてください。

正当な事由がなく、診療に応じる義務に違反していると思われる場合や、医療機関に説明を求めても拒まれた場合等は、医療機関の所在地を管轄する保健所へご相談ください。

初めて受診するときには、電話で診察時間や予約が必要かなどを医療機関に確認すると良いでしょう。

※正当な事由について

- ・患者について緊急対応が必要であるか（病状の深刻な救急患者等）
- ・医療機関の診療時間・医師の勤務時間内であるか

によって以下のとおり整理されます。

（１）緊急対応が必要であり、診療時間・勤務時間内である場合

医療機関・医師の専門性・診察能力、当該状況下での医療提供の可能性・設備状況、他の医療機関等による医療提供の可能性（医療の代替可能性）を総合的に勘案しつつ、事実上診療が不可能といえる場合にのみ、診療しないことが正当化されます。

（２）緊急対応が必要であり、診療時間・勤務時間外である場合

応急的に必要な処置をとることが望ましいですが、原則、公法上・私法上の責任を問われることはありません。

（３）緊急対応が不要であり、診療時間・勤務時間内である場合

原則として、患者の求めに応じて必要な医療を提供する必要があります。ただし、緊急対応の必要がある場合に比べて、診療しないことが正当化される場合は、医療機関・医師の専門性・診察能力、当該状況下での医療提供の可能性・設備状況、他の医療機関等による医療提供の可能性（医療の代替可能性）のほか、患者と医療機関・医師の信頼関係等も考慮して緩やかに解釈されます。

（４）緊急対応が不要であり、診療時間・勤務時間外である場合

即座に対応する必要はなく、診療しないことは正当化されます。ただし、時間内の受診依頼、他の診察可能な医療機関の紹介等の対応をとることが望ましいとされています。

参考：令和元年 12 月 25 日医政発 1225 第 4 厚生労働省医政局長通知「応召義務をはじめとした診察治療の求めに対する適切な対応の在り方等について」